
第 6 次小牧市総合計画新基本計画（案）

平成 25 年 9 月
小 牧 市

第 6 次小牧市総合計画新基本計画 構成（案）

序章 新基本計画の概要 序-1

1	総合計画	序-1
2	新基本計画の背景と趣旨	-1
3	新基本計画の構成と特色	-2
4	新基本計画の計画期間	-3
5	計画策定にあたっての前提	-4

第 I 章 市長戦略編

戦略 1	都市の魅力と活力を創造するイノベーション
戦略 2	安全で安心な地域をつくる支え合いの力
戦略 3	自立と共生による市民主体の地域づくり

第 II 章 分野別計画編

1	安全・環境
2	保健福祉
3	教育・子育て
4	文化・スポーツ
5	産業・交流
6	都市基盤
7	自治体経営

第 III 章 計画の推進方策

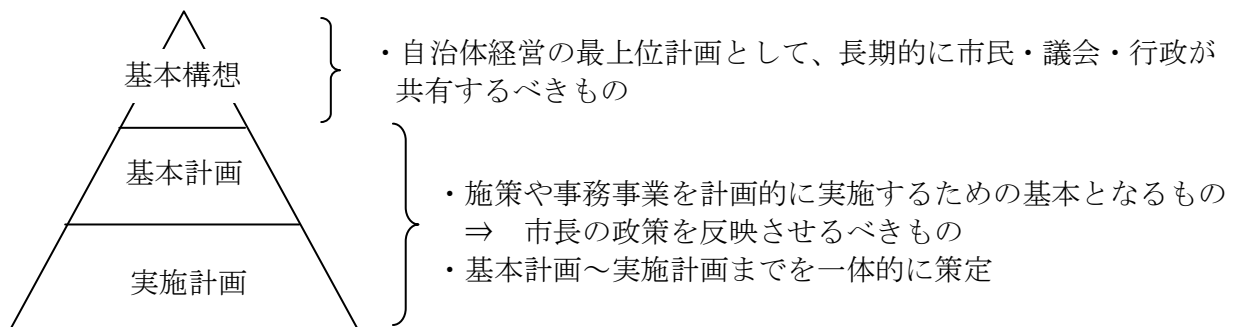
1	P D C A サイクルによる進行管理
2	進行管理の結果に基づく迅速で柔軟な計画の見直し
3	計画に基づいた予算編成・人員配置
4	計画推進に必要な組織体制の整備
5	計画推進に向けた職員の意識改革

序章 新基本計画の概要

1 総合計画

小牧市では平成 21（2009）年 3 月に、平成 21（2009）年度～30（2018）年度を計画期間とする「第 6 次小牧市総合計画」を策定し、“人と緑かがやく 創造のまち”を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりをこれまで積極的に推進しています。

基本計画は、策定からおおむね 5 年で計画の見直しを行うこととしているため平成 26 年度からスタートする新たな基本計画を策定する必要があります。



2 新基本計画策定の背景と趣旨

○小牧市は、名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の 3 大ハイウェイの結節点や名古屋空港を有する立地条件にも恵まれ、市制施行当時の豊かな田園都市から陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市へと大きく変貌し、発展を遂げてきました。一方で、近年、東海環状自動車道など周辺高速道路の整備、グローバルな地域間競争の激化など本市を取り巻く環境は変化しています。

○今、我が国は、人口減少と少子高齢化が同時進行する、いまだかつて誰も経験したことのない時代を迎えています。小牧市においても同様に、人口や税収が毎年増える右肩上がりの時代が終わり、人口減少と超高齢化の時代に突入しつつあります。右肩上がりを前提としたこれまでの制度や仕組みが、機能しなくなってきたり、様々な分野で改革が求められています。

○そのような中、小牧市がより多くの人々から暮らし続けたい・暮らししてみたい・訪れてみたいと強く支持されるまちとして、これからも豊かで住みよい魅力的なまちとして一層輝きを増していくためには、拡大型の行政から転換して、市民主体のまちづくりを柱として時代に対応した創造性・機動性が発揮できる新しい行政の仕組みを構築していく必要があります。

○小牧市では、こうした課題に対応すべく、平成 24（2012）年 4 月に「自治体経営改革戦略会議」を設置し、「目指すべき自治体経営の姿」をはじめ、「民意の行政への反映のあり方」、「市長マニフェストの総合計画などの行政計画への反映のあり方」、「行政計画及び組織目標の達成に向けた PDCA サイクルのあり方」などについて外部の有識者を交えて議論を行っています。

○平成 26（2014）年度からスタートする基本計画は、上述の戦略会議の議論も踏まえた上で、より戦略的かつ挑戦的な自治体経営を実現するため市長のトップマネジメント機能を強化し、重点的に推進すべき施策・事業群や行政分野別のまちづくりの基本的な取組（施策）を体系的に定めた「新基本計画」として策定することとしました。

3 新基本計画の構成と特色

新基本計画は、市長のトップマネジメント機能を強化し、従来にも増して行政の経営資源を重点的かつ優先的に投入すべき施策・事業などを明確に打ち出した「市長戦略編」と、これを踏まえつつ、各行政分野の所管課が責任を持って計画的に推進すべき「分野別計画編」で構成します。

◆市長戦略編（新基本計画 第Ⅰ章）

- 基本構想の実現に向け、限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を推進していくため、今後5年間に市長の強いリーダーシップと責任のもと、重点的かつ優先的に経営資源を投入し、強力に推し進めていく施策・事業群を「市長戦略編」として示します。
- 「市長戦略編」は、策定時点における市長の政策を掲げたものであり、今後まちづくりを進めていく中で、市長が必要と認めた場合は、適宜見直しを行います。

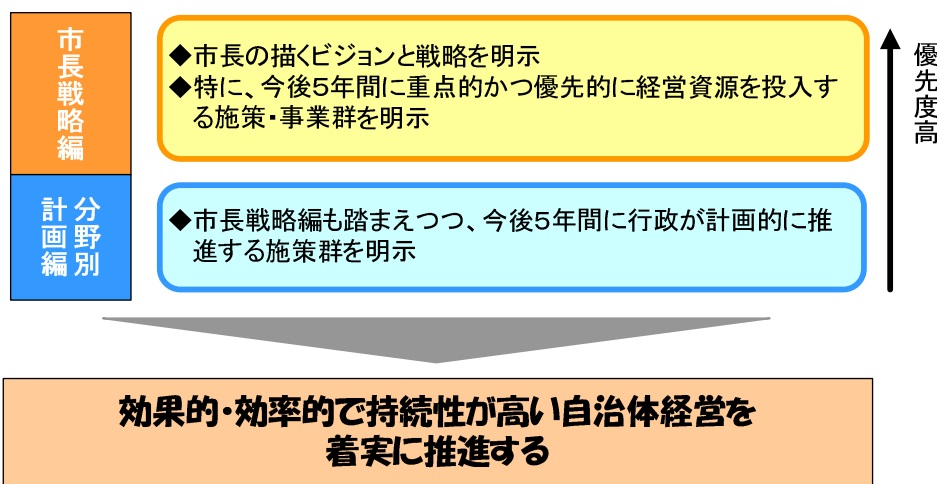


図 市長戦略編と分野別計画編による優先度を明確にした計画

- 「何をするのか」だけでなく、「何のためにするのか」という目的と、「何をどのような状態にしたいのか」という目標を明確かつ簡潔に示し、新基本計画を起点とするPDCAサイクルのもと、計画の推進にあたっては、定期的に現状と目標との乖離の状況を把握し、その要因を分析することで、計画の進行管理と必要な改善・改革を継続的に実践できるようにします。（※分野別計画も同様）

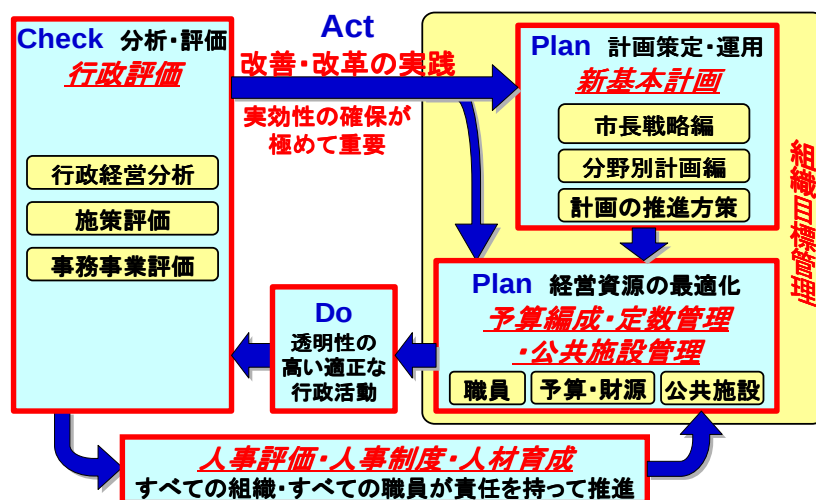


図 新基本計画を起点とするPDCAサイクルのイメージ

◆分野別計画編（新基本計画 第Ⅱ章）

- 7 つの行政分野及びその配下に位置付けられる 32 の基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段（施策の展開方向）などを体系的に示します。
- 施策推進の視点と行財政改革の視点の両者の整合が図られた自治体経営を着実に推進していくため、従来は基本計画とは別に策定・運用していた行政改革大綱を、新基本計画の分野別計画編の一部（自治体経営）に位置付け、新たな時代に即応したより効果的・効率的な自治体経営を従来にも増して計画的に推進します。

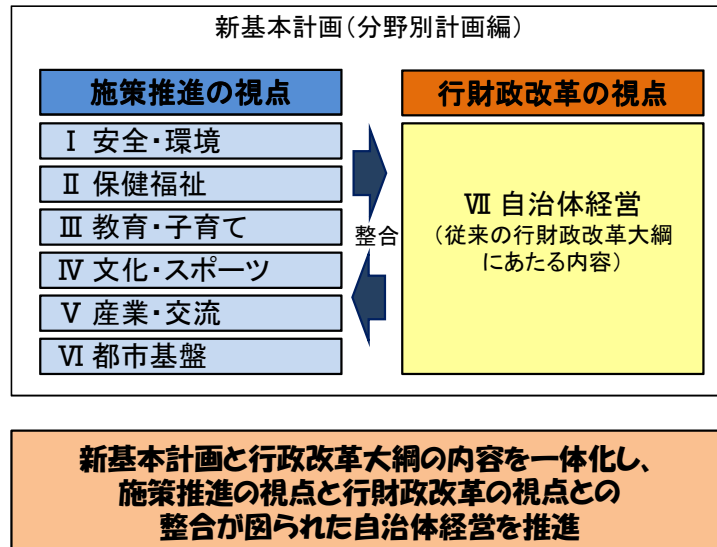


図 施策推進の視点と行財政改革推進の視点为一体となった新基本計画

◆計画の推進方策（新基本計画 第Ⅲ章）

- 前項までに明らかにした「市長戦略編」及び「分野別計画編」を着実に推進するための方策として、新基本計画の進行管理や庁内組織体制のあり方などを示します。

4 新基本計画の計画期間

- 「新基本計画」は、平成 26（2014）年度～30（2018）年度を計画期間とします。

5 計画策定にあたっての前提

(1) 将来人口の推計¹

○今後の人口動向は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で基本となる指標の1つです。

近年、小牧市の人口は概ね15万3千人台の頭打ちの状況が続いています。すでに我が国全体で人口が長期にわたる減少過程に突入²したとされている中、今後、小牧市においても人口が本格的な減少傾向に転じる可能性は否めない状況にあります。

○平成23(2011)年10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、統計的な手法を用いて推計を行った結果、今後、小牧市の人口は平成27(2015)年を境に減少傾向に転じ、平成45(2033)年には対平成23年比で8.8%(13,581人)減の140,019人に減少すると予測されています。

表 将来人口の推計結果

		実績値	推計値									
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年
総人口	実数(人)	153,600	153,410	153,473	153,544	153,607	153,225	152,839	152,459	149,556	145,327	140,019
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	23,130	22,782	22,370	21,958	21,544	21,123	20,704	20,285	18,046	16,288	15,291
	構成比(%)	15.1	14.9	14.6	14.3	14.0	13.8	13.5	13.3	12.1	11.2	10.9
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	101,835	100,546	99,343	98,144	96,941	96,270	95,598	94,930	92,193	88,769	83,243
	構成比(%)	66.3	65.5	64.7	63.9	63.1	62.8	62.5	62.3	61.6	61.1	59.5
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	28,635	30,082	31,760	33,442	35,122	35,832	36,537	37,244	39,317	40,270	41,485
	構成比(%)	18.6	19.6	20.7	21.8	22.9	23.4	23.9	24.4	26.3	27.7	29.6

○平成23(2011)年を100とした場合の年齢階層別人口をみると、約20年後の平成45(2033)年では年少(0～14歳)人口が66(7,839人減)、主たる納税対象者である生産年齢(15～64歳)人口が82(18,592人減)に減少する一方、老年(65歳以上)人口が145(12,850人増)に大きく増加すると予測されています。

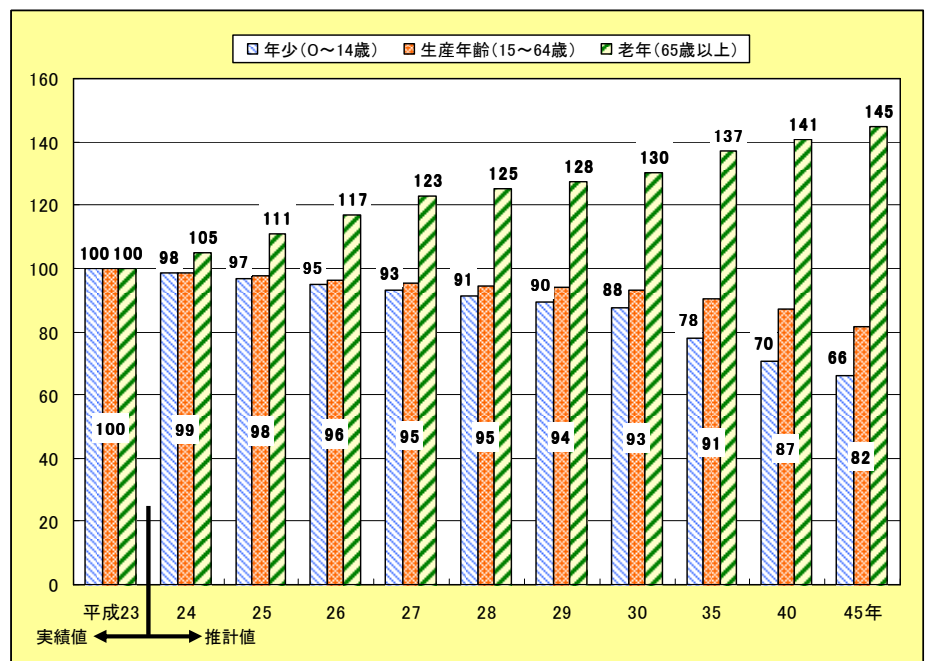


図 平成23年=100とした場合の年齢階層別人口の将来見通し

¹ 上記の将来人口推計は、あくまで現時点での仮定値であり、今後、平成25年10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき再度推計を行う予定である。

² 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口【出生中位死亡中位、平成24(2012)年1月推計】」によると、我が国の人口は、平成22(2010)年の国勢調査による1億2,806万人から、平成42(2030)年には1億1,662万人、平成60(2048)年には9,913万人になると予測されている。

○このような厳しい見通しを踏まえつつ、小牧市が将来にわたって持続的な成長を遂げるためには、従来にも増して相応の担税力を期待できる子育て期のファミリー世帯の定住化や市内で産み出された所得の市外への流出防止、市外からの外貨・資金の獲得等を通じ、市内により多くの人・物・お金が集まり、循環するよう都市としての求心力を高める必要があります。

(2) 土地利用構想（検討事項）

○土地は、人々の様々な活動の共通の基盤であるとともに、将来へ引き継ぐべき限られた貴重な資源です。また、土地は、自然の豊かな恵みをもたらし、地理的・歴史的な面で、地域の個性や魅力を生み出す源泉となっています。

○小牧市がより一層自立的で、地域特性を踏まえた個性豊かなまちづくりを展開するには、都市に活力をもたらす居住・産業等の都市的機能と、市民の小牧への誇り愛着を育む源泉の1つともいえる、小牧山に代表される緑豊かな自然環境がバランスよく調和した土地利用を計画的に進めていく必要があります。このような認識のもと、本計画では、市域全体で適正な土地利用を進めていくための基本的な方針を次のとおり掲げます。

基本方針1 住環境の維持・改善と社会資本の有効活用

- ・市民が安心して快適に生活できるよう、市街地の住環境の維持・改善に努めます。
- ・社会資本の有効活用を図りながら、無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的で持続可能なまちづくりを進めます。

基本方針2 緑の保全・拡充

- ・小牧山など市街地の自然の保全・創出や、河川や緑道を利用した水と緑のネットワーク化を図り、自然と共生した土地利用を進めます。
- ・公共施設や工場、遊休地などの積極的な緑化に努め、うるおいのあるまちづくりを進めます。
- ・農地が保有する保水遊水機能や、美しい自然環境を創出する多面的な価値を評価し、優良農地の積極的な保全を図ります。

基本方針3 健全な産業発展のための環境整備

- ・産業の適切な集積を図るため、工場などの新規立地用地や移転用地の計画的な確保に努めます。
- ・地元で生産された安全・安心な農産物を供給できるよう地産地消を推進するため、良好な農業生産環境の整備・保全を図ります。

基本方針4 適切な規制と誘導

- ・土地基本法が定める「土地についての公共の福祉の優先」の理念を踏まえ、都市計画マスタープランなどの関連計画に基づき、関係機関と連携しながら、適切な土地利用を図ります。
- ・土地利用を適正に推進するために必要な体制、制度などを検討します。

第1回小牧市総合計画審議会【資料5】

○土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次図に示すような7つの地域（ゾーン）に区分し、各地域の方向性に応じた土地利用を計画的に進めます。

表 地域別の土地利用の方向性

地域名	土地利用の方向性
市街地整備地域	- それぞれの地域特性に応じた居住環境の整備・改善を進めます。 - 現在実施中の区画整理事業を進め、安全で安心な住環境の整備・改善を進めます。 - 桃花台ニュータウンは、今後も良好な住環境の維持に努めます。
中心市街地整備地域	小牧駅から小牧山に至る地域は、商業・サービス業や文化、行政の集積を活かし、連続性を持つ魅力あふれる「まちの顔」にふさわしいまちづくりを進めます。
文化・学術・レクリエーション地域	- 本市のシンボルである小牧山は、歴史的価値を活かしつつ、市民が学び、憩う場として周辺と一体的な整備を進めます。 - 東部地区は、大学が立地し、その立地と自然環境を活かした地域として整備・活用します。
活力創造地域	自然環境との共生を図りつつ、工業・研究開発用地の整備を推進し、先端技術や研究開発機能を持つ企業などの立地誘導・集積を進めます。
工業地域／工業・物流地域	地域内の未利用地を有効利用するため、計画決定された道路整備を進めるなど、産業活動のしやすい環境整備に努めます。
自然環境保全・活用地域	豊かな自然環境を保全し、市民が自然とふれあうことのできる場として利用します。
田園環境地域	都市近郊にふさわしい農業生産環境と都市機能とが調和した利用を図るとともに、市民生活に季節感とうるおいを与える景観の保全に努めます。



図 土地利用のイメージ

(3) 施策の体系

今後、重点プロジェクトやこれを踏まえつつ行政の各部門が責任を持って推進する、7つの分野及びその配下に位置付けられる 32 の基本施策の体系を以下のとおり設定します。

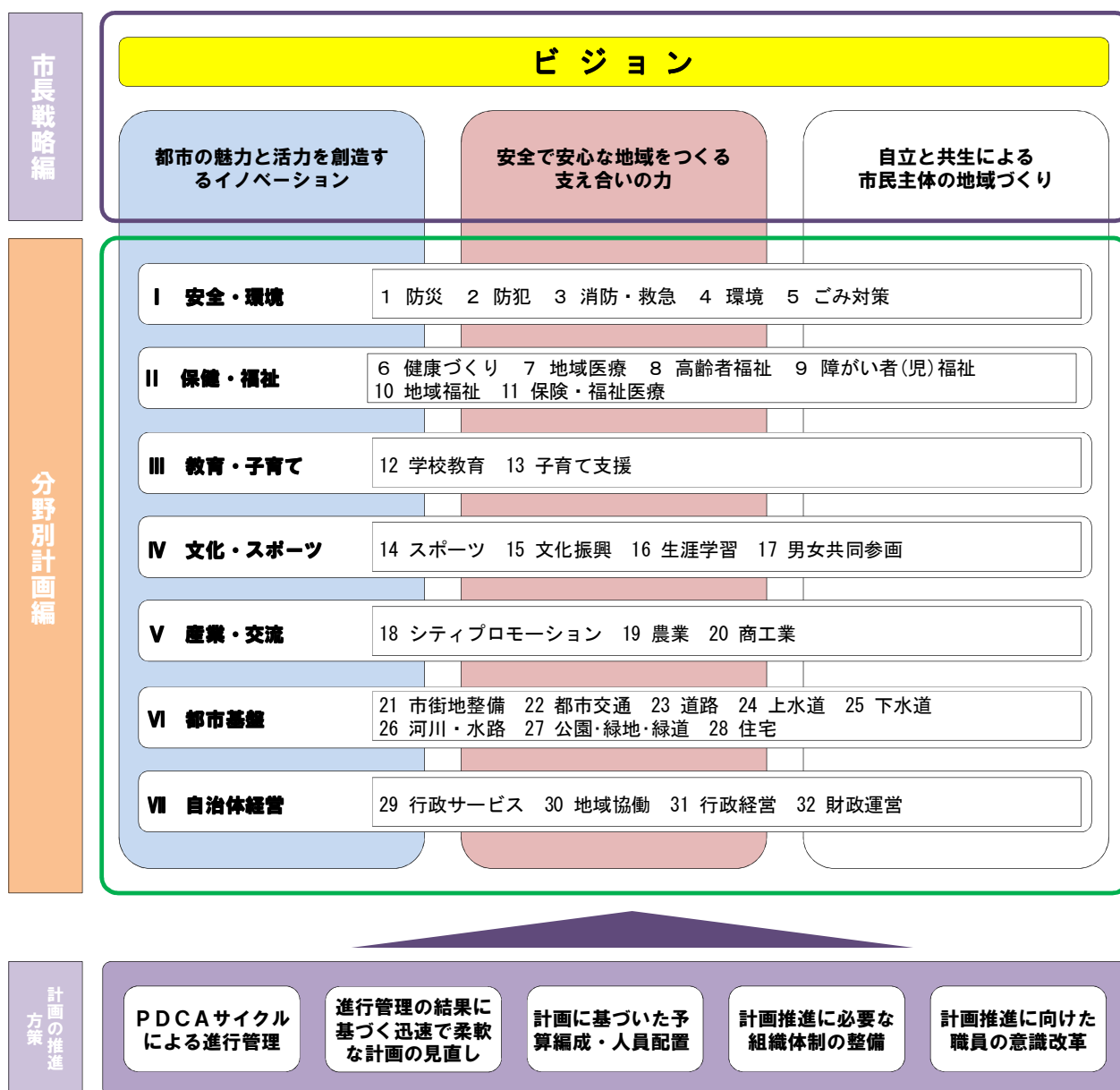


図 施策の体系

